

答 申 第 1 2 8 号

平成15年3月28日

千葉県教育委員会

委員長 吉岡 敏夫 様

千葉県情報公開審査会

委員長 古幡 浩

異議申立てに対する決定について（答申）

平成10年3月6日付け教高第345号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成9年11月14日付けで異議申立人から提起された平成9年9月18日付け教高第17号の259で行った公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書に記録された情報のうち、非公開とした部分を公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成9年9月18日付け教高第17号の259で行った「9年度 教高第132号 職員調査の実施について（送付）の起案文書」（以下「本件文書」という。）の公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 定期監査は、県民より徴収した税金が各行政組織で公正に執行されているか否かを確認する行為であり、県民固有の権利である。決算審査も同様な意味で県民固有の権利である。

イ ちなみに、実施機関（高校教育課）は平成6年度分の定期監査資料を公開している。

ウ 実施機関は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第7号及び第8号に該当し、「支障が生じると認められるため」と主張するが、これらの主張は何ら具体的な根拠に基づく合理的な説明ではなく、この部分に関する最高裁判所の判例から著しく逸脱するものである。

エ 実施機関は、当方が行った請求に対し、旧条例第11条第7号及び第8号に該当するとした不当性に気付き、自ら公開拒否の理由を否定した。よって、本件文書はただちに公開されなければならない。

オ 実施機関は、新たに旧条例第11条第3号を適用し「当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるものと判断した」と主張するが、なぜ前回はこの判

断に立たなかったのか。

また、公開した場合、いつ、いかなる態様で、どのような不利益を与えるのか。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 非公開理由の訂正、追加について

審査会の答申先例に基づいて内容を検討した結果、非公開理由の訂正及び追加を行う。旧条例第11条第7号及び第8号該当についての主張点は取り下げ、旧条例第11条第3号該当部分について、非公開とする。

すなわち、本件文書のうち、委託料支出状況調の委託事業者名欄の法人名の部分が旧条例第11条第3号に該当する。

(2) 旧条例第11条第3号該当性について

ア 委託料支出状況調に記録されている、当該年度に委託契約を締結した法人に関する情報は、すべて随意契約により契約締結した法人に係るものである。これらは、当該法人の内部管理に属する個別の売上額を判明させるものであり、法人名を公開することが、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与える。

イ 本号ただし書には該当しない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

ア 本件文書は、実施機関が監査委員へ提出した平成8年度分定期監査資料である。

定期監査は、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、財務に関する事務の執行や一般行政事務等を対象として、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて行われる。

監査対象機関は、監査に先立ち、監査委員が指定する様式により資料を作成し、監査委員に提出するものである。

なお、監査を行った場合は、その結果に関する報告が決定され、知事及び県議会等に提出、公表されることとなる。

イ 本件文書の構成は、次のとおりである。

(7) 起案文、送付文

(イ) 定期監査資料

a 表紙、目次

b 所管事務の概要、職員配置状況、事務分掌

c 前回監査結果の処理状況調

d 平成8年度歳入予算執行状況調、収入状況調、平成8年度歳出予算執行状況調、支出状況調、委託料支出状況調、補助金・負担金・交付金等支出状況調、債権に関する調

(ウ) 監査委員事務局からの通知文

ウ 実施機関は、本件決定を見直し、旧条例第11条第7号及び第8号該当についての主張点は取り下げ、旧条例第11条第3号該当部分について非公開とする旨主張するので、当該部分について審査する。

エ なお、異議申立人は、すでに平成6年度分定期監査資料が公開されている旨主張する。

しかし、当審査会は、実施機関が公開するかどうかの決定をした文書をもとに当該決定に係る非公開条項適用の当否について第三者的立場から審査するものであるので、平成6年度分定期監査資料が公開されている点については判断材料の一つとして考慮しつつ、以下、実施機関の主張等について検討する。

(2) 旧条例第11条第3号該当性について

ア 実施機関は、本件文書に記録されている委託料支出状況調の委託事業者名欄の法人名の部分が本号に該当すると主張するので、以下検討する。

イ 非公開とされた法人名は、随意契約による契約の相手先である。確かに、随意契約に係る契約金額は、一般に契約に際して法人に見積書を提出させ、契約担当者の定める予定価格との比較により契約を成立させているところであり、法人が見積額を決定する場合には当該法人が持つ技術力、ノウハウ等に対しての業務の難易度、業務量の多寡及び受注への意欲の度合いなどが総合的に勘案されているものと想定される。

しかしながら、本件文書に記載された内容は、委託内容の概要と委託金額の総額のみであり、これらの情報からは、当該法人がどのような営業努力を行ったのかは知り得べくもなく、また、相応の営業努力の結果の契約金額であるとしても、競争入札に

において価格競争の結果が公表されていることに鑑みれば、随意契約に係る委託先法人名を公開しても、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるとまでは認められない。

ウ 以上のとおり、委託料支出状況調の委託事業者名欄の法人名は、本号本文に該当しないと判断する。

(3) 結論

以上のとおり、本件文書のうち実施機関が非公開を主張する部分は、旧条例第11条第3号に該当しないので、公開すべきである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
10. 3. 6	諮問書の受理
10. 11. 25	審議
14. 5. 8	審議
14. 6. 7	実施機関の理由説明書の受理
14. 7. 22	異議申立人の意見書の受理
15. 2. 14	審議
15. 3. 14	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
大友道明	弁護士	
瀧上信光	千葉商科大学政策情報学部教授	
古幡浩	城西国際大学講師	部会長
横山清美	環境パートナーシップちば代表	

(五十音順：平成15年3月14日現在)